

JAS 法に基づく食品表示の適正化について 市町村に指導・相談等の窓口が広がります。

* JAS 法：農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

食品の品質表示

- JAS 法では「消費者の商品選択に資する」ことを目的として、一般消費者向けに販売されるすべての飲食料品について、適正な品質表示を行うことを義務付けています。
- 製造業者等が食品に表示すべき事項は、52の「品質表示基準」として定められています。
- 県では、食品表示に係る相談対応を行うとともに、品質表示基準の規定に基づく適正な表示を行っていない製造業者等に対し、適正表示を行うよう啓発・指導を実施しています。

移譲する事務の概要

≪市町村域業者等に対する次の事務が、当該市町村に移譲されます≫

- 1) 不適正な品質表示（産地偽装、期限表示の改竄等）を行った製造業者等に対し、適正表示を行うよう指示し、その旨を公表する事務
- 2) 製造業者等に対し、品質に関する表示に必要な報告を求める事務。
- 3) 製造業者等の工場、店舗及び事務所等に立ち入り、品質に関する表示若しくはその原料、帳簿、書類その他の物件を検査する事務。
- 4) 品質に関する表示が不適正である旨の申し出を受理並びに申し出に基づく調査の事務。

= 権限移譲後のイメージ =

○食品表示問い合わせ・相談等

消費者・食品製造業者等

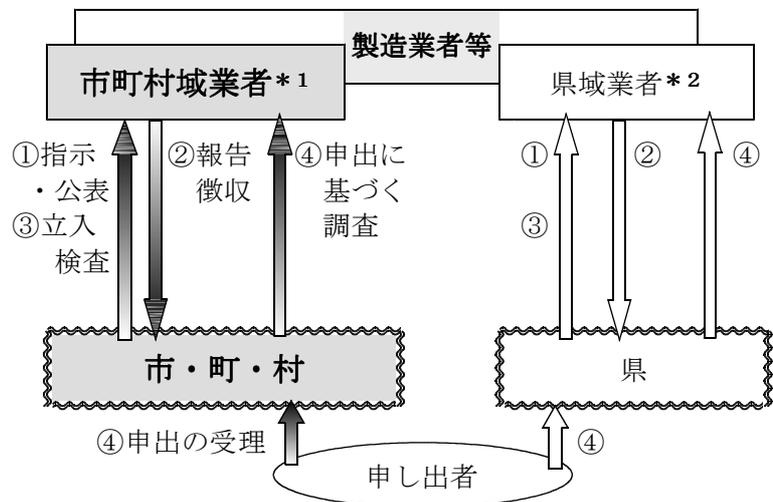
●市・町・村（各担当窓口）

○県（各県立保健所、
県庁食品・生活衛生課）

○国（農林水産省本省、
農政局、農政事務所）

等

○不適正表示改善指導等



* 1 「市町村域業者」とは

主たる事務所*3並びに事業所、工場及び店舗が一の市町村の区域内のみにある製造業者等*4で、品質表示基準の対象となる飲食料品を扱っている（外食産業のみの店舗を除く。）もの

* 2 「県域業者」とは

主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が和歌山県の区域内のみにあり、かつ、県内の複数市町村にまたがる製造業者*3等で、品質表示基準の対象となる飲食料品を扱っている（外食産業のみの店舗を除く。）もの

* 3 「主たる事務所」とは

登記上の本店又は実質的な本社機能を有するいわゆる本社

* 4 「製造業者等」とは

農林物資の製造、加工（調整又は選別を含む。）、輸入又は販売を業とする者